# 「補装具費支給制度・利用詳細ガイド」



- 1.「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか?
- 2.支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい!

令和4年9月仙台市障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい) 回転

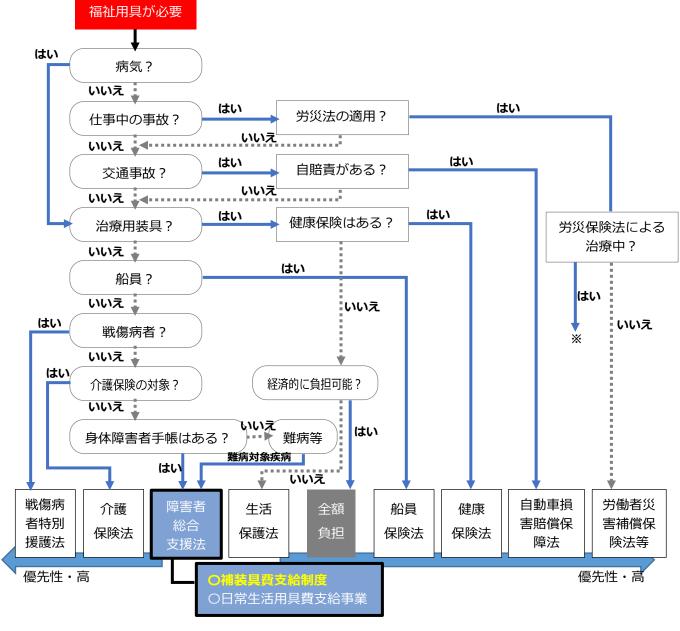
〒981-3133 仙台市泉区泉中央 2-24-1 電話 022-771-6511

ファクス 022-371-7313

# 1.「補装具費支給制度」は、誰が、どんな場合に使う制度ですか?

# ① 福祉用具の使用に使える制度としては、どのような制度があるのでしょうか?

補装具が必要となったとき、使える制度がいくつかありますが、<u>制度の利用には優先性があります</u>。下図のように、社会保険制度や社会福祉制度で優先して適用される制度があり、これらが適用されない場合、「補装具費支給制度」を利用できます。



- ※労災保険による車椅子の支給は、症状固定が前提であったが、H20.3.31 より症状固定前療養中の場合であっても必要性(以下の要件)が認められれば車椅子の支給が可能。
  - ・療養(補償)給付を受けている人(概ね3か月以内に退院見込みのない入院療養をしている人は除く)で、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
  - ・傷病(補償)年金の支給を受けている人で、その傷病の療養のために通院していて、義足及び下肢装具の使用が不可能である人

### ■制度によって支給可能な種目が異なります

制度によって支給可能な種目が限られていることがあります。

例えば、各種の健康保険による治療用装具では、義肢・装具の製作は可能ですが、車 椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的ではないため製作ができません。

### ■難病患者の方も補装具費支給制度の利用が可能です

補装具費支給制度や日常生活用具費支給事業など、「障害者総合支援法」では、身体障害者手帳を取得していなくても、政令で規定された難病等の患者の方も制度の対象となります。

※対象疾病は、厚生労働省のホームページに記載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html

# ■生活保護受給中の方で身体障害者手帳を取得している場合は「補装具費支給制度」の 利用が可能です

生活保護受給中の方で治療用装具が必要な場合は、生活保護法による装具製作となりますが、介護保険の対象の場合には介護保険法が、また、身体障害者手帳を取得していて補装具が必要な場合には、障害者総合支援法での補装具費支給が可能です。

※介護保険で貸与される補装具は、車椅子、歩行器、歩行補助つえといった補装具と同様の品目が含まれており、これらは介護保険が優先されます。ただし、貸与されるのは既製品の中から選択することとなるため、医師や障害者総合支援センターなどが障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断する場合には補装具費として支給される場合もあります。

### ■他の制度で交付された補装具の更新・修理は制度をまたいだ対応が可能です

自費購入や、障害者総合支援法以外の法律で交付された補装具の更新や修理は、その 人にとって真に必要な補装具であるかの判断がされた上で、必要であれば補装具費支 給制度での対応も可能です。

# ② 「補装具費支給制度」はどんな制度ですか?

『障害者総合支援法』では、自立支援給付のひとつとして、「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として補装具費の支給を行っています。

# (1) 対象となる「補装具」とは?

では、補装具とは何をさすのでしょうか?

この制度では、『障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における 能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助 長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具』と されています。

# (2) 「支給制度」とは?

補装具の支給が申請者に必要と認められる場合に、補装具の購入、借受け、修理の費用を支給する制度です。

### ① 対象要件があります

補装具費支給制度の対象者は、以下に該当し、補装具の購入、借受け、修理が必要な方が対象となります。

- ○身体障害者手帳の交付を受けた方
- ○障害者総合支援法の対象となる難病等をお持ちの方(対象疾病については p.2 に参照データページを掲載)

### ② 費用負担があることを認識しておきましょう

本制度では、原則支給内容の1割の自己負担があります。ただし、申請者の世帯の所得に応じて負担の上限額があります。

	所得区分	負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般	住民税課税世帯	37,200 円

※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円(税率6%で計算)以上の場合)には、補装具費の支給対象外となります。

※生活保護への移行防止措置があります。

③ 種別や年齢、補装具の種類により申請に必要な書類や判定の要否が異なります。 ※判定とは、医学的な見地から、申請された補装費支給の適否について判断を行うものです。

## 〇 肢体不自由系補装具の場合

年 齢		必要書類	判定の要否
18 歳未満	購入の場合	<ul><li>・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★)</li><li>・補装具費支給意見書(★)</li><li>・処方箋(★)</li><li>・見積書(販売業者が作成する任意のもの)</li></ul>	判定不要
	修理の場合	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・処方箋(★) ・見積書(販売業者が作成する任意のもの)	刊止小安
18 歳以上	購入の場合	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・補装具(肢体不自由)の申請に際しての調査 用紙(★) (介護保険対象者/介護保険施設入所者が車 椅子・電動車椅子を申請する場合は介護保険対 象者用調査書(★)又は介護保険施設入所者用 調査書(★)が必要です。)	判定が必要な種目 ・義肢(新規、再支給の一部) ・装具(新規、再支給の一部) ・車椅子(新規、再支給の一部) ・電動車椅子 ・座位保持装置 ・重度障害者用意思伝達装置 ・特例補装具 ※判定は、障害者総合支援センターで行います。  判定が不要な種目(特例補装具は除く) ・義肢(装飾用義手、足根中足義足、足指義足の再支給) ・装具(下肢装具と靴型装具の再支給) ・歩行器 ・歩行補助つえ(松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットフォーム杖)
	修理の場合	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・補装具(肢体不自由)の申請に際しての調査 用紙(★)	判定不要

# 〇 視覚障害系補装具(眼鏡等)の場合

		種目	必要書類
全年齢  18歳以上で、特例 補装具費の支給が 必要な場合は、障 害者総合支援セン ターによる判定を 受ける必要があり ます。	購入の場合	視覚障害者安全つえ、	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・見積書(販売業者が作成する任意のもの)
		眼鏡	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・補装具費支給意見書(★) ・見積書(販売業者が作成する任意のもの)
	修理の場合	全ての視覚補装具	・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・見積書(販売業者が作成する任意のもの)

# 〇 聴覚障害系補装具(補聴器等)の場合

		必要書類
18 歳未満	購入の場合	<ul><li>・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★)</li><li>・補装具費支給意見書(★)</li><li>・見積書(補聴器販売業者が作成する任意のもの)</li></ul>
	修理の場合	<ul><li>・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★)</li><li>(・人工内耳の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★))</li><li>・見積書(補聴器販売業者が作成する任意のもの)</li></ul>
※ 障害者総合支援センターによる判定を要します。 判定には、文書判定と直接(来所)判定があります。	購入の場合	文書判定をご希望の場合  ・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★)  ・補聴器等の申請に際しての調査用紙(★)  ・補装具費支給意見書(★)  ・補聴器の装用効果(補聴器販売業者等が作成する任意のもの)  (・再申請の場合は見積書(補聴器業者が作成する任意のもの))  ※特例補装具費の支給が必要な場合は、当センターによる直接判定(調査・検査等を含む)を受けていただく必要があります。
		直接(来所)判定をご希望の場合_(当センターに来所していただきます) ・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★) ・補聴器等の申請に際しての調査用紙(★) ・補聴器の装用効果(補聴器販売業者が作成する任意のもの) (・再申請の場合は見積書(補聴器販売業者が作成する任意のもの))
	修理の場合	<ul><li>・申請書兼利用者負担額減額・免除申請書(★)</li><li>(・人工内耳の修理の場合は人工内耳用音声信号処理装置確認票(★))</li><li>・見積書(補聴器販売業者が作成する任意のもの)</li></ul>

★印の書類については当センターのホームページからダウンロードできます。

### **④** ③の書類の様式は、障害者総合支援センターのホームページに掲載してあります。

当センターホームページ



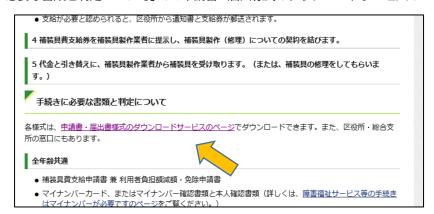
「コンテンツメニュー」の「補装具・日常生活用具」をクリック



「補装具・日常生活用具」の「補装具」をクリック



「手続きに必要な書類と判定について」の「申請書・届出様式のダウンロードサービスのページ」をクリック。



「補装具費支給申請書等」のページから必要な書類をダウロードしてください。



### ⑤ 製作された補装具が処方通りであるかを確認(適合判定)します

製作された補装具が意見書などに基づき処方通りにできているかを判定します。判定の結果、適合しないと認められた場合には、補装具事業者に対して改善の指示がされます。

### ⑥ 判定後に補装具費用が支給されます

各区・宮城総合支所又は障害者総合支援センターの判定の結果、製作された補装具が申請者に納品され、支払いをした後、原則申請者の負担分(1割)を引いた額(②にあるように世帯の所得に応じて負担上限額があります)が支給されます。この場合を「償還払い」と言います。

基本的には「償還払い」が原則ですが、利用者の利便を考慮し、申請者は自分の負担額のみを補装具事業者に支払い、残金は補装具事業者が各区・宮城総合支所に請求する「代理受領」も利用が可能です。

### 補装具費支給の流れ

①利用者が各区・宮城総合支所に補装具費の支給申請をする。 ②各区・宮城総合支所が障害者総合支援センターに判定依頼をする。 ③障害者総合支援センターが判定を実施する。 ④障害者総合支援センターが各区・宮城総合支所に判定書を交付する。 ⑤各区・宮城総合支所が支給決定をし、「補装具費支給決定通知書兼利用者負担額 減額・免除等決定通知書」「補装具費支給券」を交付する。 ※代理受領を希望する場合は「委任状」も利用者に送付されます。 ⑥利用者と事業者は補装具製作にかかる契約を締結する。 ⑦事業者が補装具を製作する。 ⑧事業者が利用者に補装具を納品する。 代理受領の場合 事業者は利用者から、利用者負担額、「補装具費支給券」「委任状」を受領し,事 業者が「補装具費支給券」「委任状」「請求書(公費負担額分)」「領収書」を各 区・宮城総合支所に提出する。

事業者は利用者から、補装具の製作費を全額受領し、利用者が「補装具費支給券」 「請求書(公費負担額分)」「領収書」を各区・宮城総合支所に提出する。

⑨各区・宮城総合支所が、代理受領の場合は事業者に、償還払いの場合は利用者に 公費負担額分を支払う。

※見積書は利用者の状況、製作する補装具により提出先等が異なります。

償還払いの場合

- ※障害者総合支援センターの判定を要さない場合は、②  $\sim$  ④ はありません。判定を要さない場合も、必要に応じて補装具製作の相談に応じます。
- ※障害者総合支援センターの判定を要する場合は、③もしくは⑦で適合判定を実施します。判定を要さない場合は、補装具費支給意見書を作成した医師もしくは各区・宮城総合支所が適合判定を実施します。

### ⑦ 「借受け」を受けられる場合もあります

補装具は、その人の身体状況に応じて適合したものを製作することが基本ですので、 購入が原則です。

しかし、

- ○身体の成長によって短期間で補装具の交換が必要であると認められる場合
- ○障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ○補装具の購入には複数の補装具の比較検討が必要であると認められる場合 には、「借受け」が認められる場合があります。

# (3) 差額自己負担

補装具費の支給が、種目、名称、型式、基本構造などの要件を満たしても、申請者が希望するデザイン、素材などを選択することによって基準額を超える場合には、基準額との 差額を本人が負担することは差し支えありません。

# (4) 補装具の支給数について

補装具の支給数は原則として、「1種目につき1個」です。

ただし、障害の状況等で職業上または教育上等で特に必要と認められる場合には、2個目の支給または2個分同時の支給を受けることができる場合があります。必要な場合には、申請の際に窓口に相談してください。

# (5) 補装具支給を受けた後

補装具費支給制度では、修理、再支給についても申請ができます。

### ■修理

補装具の修理については、購入・借受けと同様の申請が必要です。ただし、直接必要のない機能やデザイン・素材等の嗜好に関わる部分と判断されたものの修理は、差額自己負担を求めることになります。

### ■再支給

補装具の種目や型式ごとに設定されている耐用年数を過ぎると、通常、補装具費の再支給が受けられます。障害の状況変化で補装具が身体に適合しなくなった場合や著しい損傷等で修理不能な場合には耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数を過ぎても修理等で継続して使用が可能な場合には再支給の対象にはなりません。

再支給の時に前回と使用環境が異なる場合(就労・就学状況が変わったなど)には対象外となる場合もあります。再支給の際には、主治医や補装具事業者と相談しておきましょう。

# (6) 補装具の見積書について

見積書は、差額自己負担がある場合、基準額と差額自己負担を合算した額(実際の補装 具販売額)を計上してください。また、基準額の内約が記載されていることが望まれます。

# 2.支給が受けられる「補装具」について具体的に知りたい!

# ① どんな「補装具」が支給の対象ですか?

# (1) 補装具の種目、購入基準価格、耐用年数

補装具費支給の対象となる種目、購入基準価格、耐用年数は以下のとおりとなります。

### O購入基準価格

購入基準価格は、主材料、工作法または基本構造、付属品等によった場合の上限の 価格として定められているものです。

### 〇耐用年数

通常の使用・装用によって修理不能となる予測年数として定められていますが、障害状況の変化や罹災など、本人の責めによらない事情によって修理不可能となった場合には、耐用年数内でも再支給が可能です。また、耐用年数を過ぎても修理により使用可能な場合は、再支給の対象ではなく、修理費の支給対象となります。

# 購入基準価格などは年度によって変わる場合がありますので、厚生労働省のホームページなどでご確認ください。



### ■特例補装具

種目には該当していても、基準に定められた名称や形式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給の対象にはなりません。

ただし、障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で費用の支給が必要な場合は、障害者総合支援センターの判定などに基づいて支給を受けることができる場合があります。これを「特例補装具」といいます。

# (2) 補装具費支給の対象とならない場合

以下の場合は、補装具支給の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ○治療やリハビリテーションのために使用される装具等(例えば、訓練用仮義足、歩行訓練用短下肢装具、患部変形の矯正用装具など)は、医療保険による給付となることや、日常生活用ではないため対象とはなりません。
- ○他の制度等により補装具が支給・修理、貸与及び賠償が受けられる場合は、他の制度 が優先されます。(1.「補装具費支給制度」は誰が、どんな場合に使う制度ですか?を ご参照ください)
- 〇一定の所得以上の世帯に属する場合(本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税額者の納税額が 46 万円(税率 6%で計算)以上の場合)は、支給対象外となります。